

基本方針6

自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化するための取組

1 生物多様性の保全と両立した気候変動対策・防災・減災の推進

気候変動の進行は、自然環境に深刻な影響を与える可能性が指摘されています。本県では、2010（平成22）年に「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」を制定するとともに、2023（令和5）年3月に改定した「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となって温室効果ガスの排出削減に取り組んできているところです。地球温暖化が生物多様性に影響を及ぼしている中、地球温暖化防止に役立つ森林保全などの取組を促進することにより、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。また、生物多様性保全と気候変動の課題を同時に解決していくためには、生物多様性を損なう対策とならないよう配慮するとともに、課題間の相乗効果を高めていくことが必要です。気候変動の緩和・適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考え方を推進し、CO₂の吸収源や生産の場にもなる森林・藻場・干潟・サンゴ礁等の保全や自然再生等の取組を行うとともに、森林・サンゴ礁・マングローブ林・干潟等の生態系を防災・減災に活用していく視点が重要です。

<戦略的な取組>

屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）

ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、“CO₂フリーの島づくり”に取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、脱炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。

民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）

みんなの生物多様性センター事業による自然再生への活動支援、自然共生サイトの認定支援、民間団体や地方公共団体が実施する広葉樹林、針広混交林、里山、マングローブ林等の森林、湿原、藻場、干潟、サンゴ礁等の自然再生への関係部局を通じた取組支援を通じ、民間団体等が取り組む小規模な自然再生への支援を拡大します。【再掲】

<主な取組>

- 森林は、CO₂の吸収や再生産可能で長期にわたって炭素を貯蔵できる木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会の実現に重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の推進や企業等による森林整備の促進、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質バイオマスの有効利用への普及啓発を進めます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)

- ② 木質バイオマスの発電施設やボイラー整備に対する支援を行います。
- ③ 林地残材や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。
- ④ 環境家計簿の普及啓発など、CO₂を出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。
- ⑤ ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっている世界自然遺産の島・屋久島において、“CO₂フリーの島づくり”を推進します。



写真 7-23 電気自動車（屋久島）

- ⑥ 気候変動が生じることを前提に、その適応策のあり方を検討している国等の動きについて情報収集を行い、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、生物多様性保全の観点から、必要な適応策を推進します。
- ⑦ 藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。
- 【再掲】**
- ⑧ オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。
- ⑨ 生態系ネットワークの形成（再生）の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。【再掲】
- ⑩ 水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。【再掲】
- ⑪ CO₂吸収源対策や遮熱緩和対策等の観点から、都市公園内の樹木や街路の植樹帯の保全・更新を図ります。
- ⑫ 農業用水の水力エネルギーを活用した、小水力発電施設の整備に対する支援を行います。

2 自然を生かした観光の振興

豊かな自然環境や生物資源は、観光の重要な資源の一つです。観光の振興にあたっては、自然環境等の保全に配慮し、その魅力を生かすとともに、保護と観光利用を好循環させていく必要があります。また、オーバーツーリズムにならないよう利用ルールの設定・運用や利用の分散化等の取組を進めるなど、自然環境の保全を含めた持続可能な観光地づくりに取り組んでいく必要があります。

<戦略的な取組>

県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新）

県立自然公園を対象にして、公園内の魅力を凝縮した、自然を満喫できる体験メニュー や周遊モデルコース等の造成、HP等による発信、自然体験活動の立上げ等のスタートアップ支援を行い、誘客や広域周遊を促進します。

世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）

奄美群島の8つの有人島を対象に設定した「世界自然遺産奄美トレイル」の利活用を推進するとともに、自然・文化における奄美群島との共通点の多い、トカラ列島等や沖縄県域を含む琉球列島における南北ネットワーク化の可能性を検討します。

奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）

世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスター プラン」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。

<主な取組>

- ① 国等の関係機関と連携し、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現する「国立公園満喫プロジェクト」の取組を霧島錦江湾国立公園等を対象に展開し、受入環境整備等を進めます。
- ② 美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。
- ③ 観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。
- ④ 観光客等に対し一定の入域制限のもと、レクチャー受講や認定ガイド同伴を義務づけることにより、自然環境の保全と地域のブランド力の向上を同時に図り、自然性の高い地域での利用適正化の取組を進めます。
- ⑤ 世界自然遺産地域や国立公園等での環境保全活動への参画を目的とした環境保全型ツアー や自然地域に観光客が立ち入った際に環境保全のために一定の費用を負担する制度など、観光客の増加が直接的に対象地域の自然環境保全に貢献する仕組み作りについて検討します。
- ⑥ 国や市町村等の関係機関と連携して、国立・国定公園における自然体験活動促進計画の策定促進等に努めます。
- ⑦ 農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。【再掲】
- ⑧ 甑島国定公園において、「甑島ツーリズムビジョン」等を踏まえ、公園計画の点検、指定植物の指定等、保護と利用の好循環形成に向けた取組や支援を進めます。
- ⑨ エコツーリズム推進全体構想の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。



写真7-24 縄文杉

基本方針7

2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組

1 世界自然遺産・屋久島での取組

1993(平成5)年12月、屋久島は、白神山地と共に、日本で初めての世界自然遺産に登録されました。屋久島の世界自然遺産登録は、1992(平成4)年に策定した「屋久島環境文化村構想」の検討過程において提起され、県や地元町、検討に加わった有識者らが政府に働きかけて、政府に世界遺産条約に加盟を促す段階からスタートし、その結果、実現したものです。まさに屋久島は日本の世界自然遺産の歴史が始まった場所だとも言えます。

世界自然遺産登録から30年が経過して、屋久島では様々な変化が生じています。世界自然遺産登録による経済的な恩恵も受けながら、山岳部の利用集中やヤクシカによる生態系被害など様々な課題に直面しています。こうした課題に対して、屋久島世界自然遺産地域科学委員会による助言等を踏まえながら、地域の関係者との合意形成を図り、解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、「屋久島環境文化村構想」が示す理念に基づき、環境文化を生かした地域づくりを一層推進していくことや、取組の推進に向け、行政機関だけでなく、利用者、企業等の協力を促していくことも必要です。

<戦略的な取組>

奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）

世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスタークリーン」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。【再掲】

屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）

ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、“CO₂フリーの島づくり”に取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、脱炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】

<主な取組>

(1) 世界自然遺産地域としての環境保全の取組

- ① 世界自然遺産に登録された地域における世界的にもまれな樹齢数千年のヤクスギをはじめとする優れた自然環境や植生の垂直分布などの特異な生態系といった「顕著で普遍的な価値」の適正な保全と利用の実現に努めます。
- ② 自然環境保全に係る財源を確保するため、利用者から一定の協力を得られる仕組みを構築することや山岳部における携帯トイレの導入促進等による自然保護の充実、さらに、屋久島町エコツーリズム推進全体構想や屋久島世界遺産地域管理計画を踏まえ、適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入に向けて、国や町等と検討します。
- ③ 関係機関と連携して、屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理

費などに充てる山岳部保全協力金の收受率の向上に努めます。

- ④ ヤクシカによる生態系や農林業被害が確認されているため、第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画に基づいて、国や町と連携して、被害抑制のための個体数調整や防護柵設置等の対策を推進します。



写真 7-25 ヤクシカ

(2) 環境文化村構想の推進

- ① 屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島環境文化村構想の先導的事業として環境学習を位置付け、フィールドミュージアム（自然の博物館）としての様々な環境学習プログラム、屋久島の山・森・海などの自然や屋久島で営まれている生活・生産等を素材とした自然体験型環境学習、「里のエコツアー」などのエコツーリズムの実施を促進します。
- ② 「自然・文化体験セミナー」や「里のエコツアー」などの各種イベントや留学生のホームステイの受け入れを通した交流の実施により、国内外に向けて、自然や生態系、生活文化や民族、環境保全等に関する情報を発信します。
- ③ 屋久島里めぐり推進協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。【再掲】
- ④ 屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する国際的な研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。【再掲】
- ⑤ 屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。【再掲】



写真 7-26 研修センター

2 世界自然遺産・奄美群島での取組

奄美群島は、2017（平成29）年に国立公園に指定され、2021（令和3）年には、亜熱帯照葉樹林の生物多様性が国際的に評価され、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の一部として世界自然遺産に登録されました。世界自然遺産登録にあたっては、希少な野生動物のロードキル対策、観光の管理、河川の再生、森林管理、外来種対策、ノイヌ・ノネコ対策等の課題への対応が求められました。これらはいずれも暮らしや産業と世界自然遺産としての価値の維持を両立させていくために必要なものであり、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域科学委員会」や「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議」等における検討・協議を踏まえつつ、国、沖縄県、地元自治体や企業・団体等と連携して、自然環境の保全と利活用の両立を図っていく必要があります。

また、世界自然遺産に登録された奄美大島・徳之島の効果を広げ、奄美群島全体で自然環境の保全と利活用を進めていくことが必要です。そのため、奄美群島の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である「奄美群島自然共生プラン」に基づき、自然共生ネットワークの形成、サンゴ礁と海岸の保全、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進等を促進していくほか、奄美群島国立公園や世界自然遺産奄美トレイルの利活用の取組も進めていく必要があります。

＜戦略的な取組＞

世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）

奄美群島の8つの有人島を対象に設定した「世界自然遺産奄美トレイル」の利活用を推進するとともに、自然・文化における奄美群島との共通点の多い、トカラ列島等や沖縄県域を含む琉球列島における南北ネットワーク化の可能性を検討します。【再掲】

奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）

世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスターplan」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。【再掲】

奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）

世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島において、世界自然遺産地域及び周辺地域の緩衝機能の強化を図るため、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】

＜主な取組＞

（1）自然環境の保全

- ① 希少野生動植物や森林生態系を保全するため、世界自然遺産地域内の県有地を適切に保全管理します。
- ② 国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、国立公園等における生物多様性保全上、重要な地域を保護します。
- ③ 国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、指定希少野生動植物の指定や調査等を通じて希少な野生動植物の保護対策を推進します。

- ④ 国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、指定外来動植物の指定及び防除、特定外来生物の防除の推進等を通じて、侵略的外来種への対策を推進します。
- ⑤ オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。【再掲】
- ⑥ パンフレットの配布やイベントの開催等を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。
- ⑦ アマミノクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル（交通事故）対策として、国や関係市町村と連携して、普及啓発や利用ルールの導入・運用、フェンスや標識の設置、効果検証等の取組を進めます。
- ⑧ 奄美大島や徳之島において、ノイヌ・ノネコ等による希少な野生動物の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。【再掲】
- ⑨ 徳之島で2023（令和5）年5月に発見された特定外来生物のシロアゴガエルについて、生息状況調査や生態系等への影響等も踏まえ、防除実施計画を策定し、国、町、地元保護団体等と連携し、防除に努めます。【再掲】
- ⑩ ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、関係市町村と連携し、地域における科学的な防除の取組を促進します。



写真7-27 ノヤギ

(2) 生物多様性に配慮した事業の推進

- ① 「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を活用して奄美群島における公共事業において環境配慮を推進します。【再掲】
- ② 奄美大島において、「河川再生戦略」に基づき、必要に応じて戦略を踏まえた河川再生の実現について検討を行います。
- ③ 奄美大島と徳之島において、「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づき、奄美林業事業者、行政関係者間での情報共有を行い、世界自然遺産の緩衝機能の強化を図ります。
- ④ 奄美大島において、自然環境に配慮した森林施業を進めるため、現地の自然環境調査や調査結果を踏まえた生物多様性ビッグデータの分析等を行い、緩衝地帯での森林伐採による遺産価値への影響を把握します。

(3) 適切な観光利用の推進

- ① 認定ガイド制度の運用、エコツアーガイドの研修、自主ルールの設定・運用等を支援することにより、奄美群島の陸域と海域における良質なエコツーリズムを推進します。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数	161人 (2022年度)	260人 (2028年度)

- ② 金作原国有林、奄美市道三太郎線周辺、林道山クビリ線、湯湾岳など保護上重要な地域等における利用ルールの運用や制度に関する検討を行います。
- ③ 過剰な利用によって自然資源等が損なわれることのないよう、必要に応じて大人数を受け入れられる施設の整備や、新たな利用地点の発掘により利用分散を促します。
- ④ 世界自然遺産登録の効果を群島全体に波及させるとともに、利用の分散化を図るため、世界自然遺産奄美トレイルの利用を促進します。

(4) 世界自然遺産を生かした観光の推進

- ① 奄美群島自然共生プランの取組を通じた大島紬、養殖マグロ、長寿予宝等の奄美のブランド創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。
- ② 奄美群島の伝統的な生活や文化、地域に根付く自然観や自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用を図るとともに、それらを活用し、自然との共生を図りながら、観光振興や奄美のブランド創出等を促進することにより、地域の付加価値の向上を図ります。
- ③ 奄美群島及び沖縄への高付加価値旅行者の誘客促進や相互間の送客を図るため、国や沖縄県等関係機関と連携しながら、奄美のブランド創出などの高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりに取り組みます。

3 世界自然遺産地域間の交流の促進

鹿児島は世界自然遺産を2つ有する全国唯一の都道府県です。そのため、2つの世界自然遺産を有する強みを生かした保全管理の充実や魅力の発信を行っていく必要があります。また、奄美（奄美大島・徳之島）は、「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」として、沖縄県の地域とともに一つの世界自然遺産に登録されました。世界自然遺産の保全管理や利活用に当たっては、沖縄との間で自然環境保全や観光振興等について連携を深めていくことが必要です。2023（令和5）年には、「沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定」が当県、沖縄県及び奄美群島広域事務組合の間で締結され、地理的に近接し、歴史的、文化的につながりが深い奄美群島と沖縄との交流の一層の拡大を図るために、連携を強化することが位置付けられました。さらに、屋久島は、世界自然遺産を有する市町村間の連携を目的とした「世界自然遺産自治体ネットワーク会議」や大阪・関西万博において「共生」や「環境文化」といった日本型自然保護のメッセージを世界に発信すること等を目指した「世界自然遺産5地域会議」が発足した地でもあります。また、2000（平成12）年にはアジア太平洋地域を中心とした国々の世界自然遺産を有する自治体等の交流等を目的にした「世界自然遺産会議」が当県の主催により屋久島と鹿児島市で開催されています。2つの世界自然遺産を有する県として、県内、国内、そして国外における世界自然遺産地域間の交流と保全管理の充実を促していくことが期待されています。

＜主な取組＞

- ① 屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）の2つの世界自然遺産の魅力を一体的に発信します。
- ② 大阪・関西万博において屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）の2つの世界自然遺産の魅力を発信します。
- ③ 屋久島、奄美大島及び徳之島間の子どもたちの交流学習を推進します。
- ④ 屋久島環境文化財団を通じ、屋久島と奄美大島・徳之島の間で里を対象にしたエコツアーアに関する連携を図ります。
- ⑤ 奄美群島及び沖縄への高付加価値旅行者の誘客促進や相互間の送客を図るため、国や沖縄県等関係機関と連携しながら、奄美的ブランド創出などの高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりに取り組みます。（再掲）
- ⑥ 奄美群島と沖縄という歴史的・文化的につながりの深い両地域における調和ある振興のために、移動コストを軽減し、両地域の住民等の交流を促進します。
- ⑦ 奄美（奄美大島・徳之島）の世界自然遺産の保全管理の充実に向け、科学委員会、地域連絡会議等の関係会議における議論等を踏まえ、国や沖縄県等との連携を行います。
- ⑧ 世界自然遺産を有する都道府県間での交流や、「世界自然遺産自治体ネットワーク会議」、「世界自然遺産5地域会議」等への支援を通じて、国内の世界自然遺産を有する自治体間の交流を図ります。
- ⑨ 中国、韓国など東アジアの世界自然遺産地域を有する自治体間のネットワークを形成し、国際的な情報交換と交流を促進します。